

いわて体験交流施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 9 号

いわて体験交流施設条例施行規則の一部を改正する規則

いわて体験交流施設条例施行規則（平成20年岩手県規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第 2（第 6 条関係）			別表第 2（第 6 条関係）		
区 分	単 位	利用料金の上限額（1 回につき）	区 分	単 位	利用料金の上限額（1 回につき）
ビデオプロジェクター	[略]	円 <u>590</u>	ビデオプロジェクター	[略]	円 <u>640</u>
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。